

## 社外役員の独立性に関する基準

コマニー株式会社（以下、「当社」という。）の社外取締役（※1）又は社外監査役（※2）（以下、「社外役員」という。）は、当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）に対する独立性を保つため、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない（以下、独立性を有する社外役員を「独立役員」という。）。

1. 当社グループの業務執行者（※3）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（※4）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（※5）又はその業務執行者
4. 当社の主要株主（※6）又はその業務執行者
5. 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等又はその業務執行者
6. 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者（※7）又はその業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係（※8）となる他の会社の業務執行者
8. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（※9）（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
9. 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
10. 過去3年間において、上記1から9までのいずれかに該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（※10）に限る。）の近親者等（※11）
12. 前各項の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じるおそれがある特段の事由が存在すると認められる者
13. 上記1から12までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性があると判断した者については、社外役員選任時にその理由を対外的に説明し、当社の独立役員とすることができるものとする。

以上

- 
- ※1 社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。
  - ※2 社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。
  - ※3 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
  - ※4 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。）であって、直前事業年度（個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替えるものとする。以下同じ。）における当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
  - ※5 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの連結売上高の2%を超える者又は当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する者をいう。）であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金残高の全借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。
  - ※6 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
  - ※7 当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者とは、当社グループから、直前事業年度において1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付又は助成を受けている者をいう。
  - ※8 社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
  - ※9 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円又はその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。
  - ※10 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する者並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的及び合理的に判断される者をいう。
  - ※11 近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族をいう。